

消防団協力事業所表示制度について

平成 19 年 9 月
王 滝 村

1. 導入日 平成 19 年 10 月 1 日
2. 制度の目的 王滝村消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体にたいして表示証を交付することで、地域の消防防災力の充実強化等の推進を図る。
3. 現行のメリット 長野県がおこなう「消防団協力事業所応援減税」制度により、条件を満たしていれば、中小法人・個人事業主の法人事業税または個人事業税の減税がある。
4. 村の表示制度の認定基準（実施要綱抜粋）
（認定基準）
第 4 条 村長等は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。
 - 一 従業員が消防団員として、2 人以上雇用している事業所等
 - 二 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - 三 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
 - 四 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
 - 五 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、村長等が特に優良と認める事業所等
5. 県税の減税（不均一課税）要件
長野県の「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」により法人・個人の事業税の不均一課税を行うものです。減税額は上限を 10 万円として所得の区分ごとに通常の税率に 1 / 2 を乗じた率で税額を算定する。減税には要件をすべて満たす必要がある。
（要件）
 - （1）法人は資本金の額又は出資金の額が 1000 万円未満の事業所。対象事業年度は平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで。
 - （2）個人事業主の対象年は平成 20・21 年度分
 - （3）消防団協力事業所表示制度の認定を受けていること。
 - （4）事業所において雇用する労働者のうち消防団員が 2 名以上であること。
 - （5）消防団員である労働者が消防団活動を行うことで、昇進、賃金、労働時間、その他の処遇について他の労働者との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の社則や従業員規則、内規等が整備されていること。

- (6) 対象消防団員は事業所等で雇用される雇用保険の一般被保険者であること。
- (7) 青色申告書を提出していること。
- (8) 性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

6 . 申請方法

(消防団協力事業所表示申請) 法人等→村長

様式第 1 号 (要綱第 3 条関係) の「王滝村消防団協力事業所表示申請書」を村長へ提出。

(減税申請)

ステップ 1 【 3 要件該当の認定申請 】 法人等→地方事務所地域施策課

3 要件とは、“ 協力事業所として認定されているか ”、“ 消防団員である労働者を 2 人以上雇用しているか ”、“ 就業規則等で均衡を失する扱いをうけないことを定めているか ” をいう。

「要件認定申請書」および添付書類として次の書類

- ・ 村長の発行する「消防団協力事業所表示制度認定事業所」証明書
- ・ 支店などがある場合はすべての事業所名称と所在地
- ・ 村長の発行する「雇用する労働者が消防団員である」証明書
- ・ 雇用する消防団員の雇用保険被保険者証の写し
- ・ 労働者名簿の写し
- ・ 就業規則等の写し
- ・ 「個人情報提出 (収集) についての同意書」
- ・ その他地方事務所長が必要と認める書類

ステップ 2 【 不均一課税申請 】 法人等→地方事務所税務課

ステップ 1 の要件認定を受けている必要がある。

「事業税不均一課税申請書」および添付書類として次の書類

- ・ 「事業税不均一課税計算書」
- ・ 「性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人または個人でない旨の誓約書」
- ・ その他地方事務所長が必要と認める書類